

日向東臼杵広域連合監査委員告示第2号

令和7年12月3日

日向東臼杵広域連合監査委員 門脇 功郎

日向東臼杵広域連合監査委員 那須 富重

令和7年度定期監査結果に関する措置状況の公表について

令和7年度に実施した定期監査の結果に基づき、日向東臼杵広域連合長から、措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおりこれを公表します。

別紙

令和7年度定期監査結果の措置状況について

課（かい）名（日向東臼杵広域連合）

指摘等	措置状況
<p>【指摘事項】</p> <p>1 土地の借受けに係る賃貸借契約に関し、予算の裏付けなく、契約期間を複数年としているものが見受けられた。</p> <p>地方自治法の規定（第214条、第234条の3）に基づき、長期継続契約を締結していない場合又は債務負担行為の手続を経ていない場合は、年度を超える契約はできない。</p> <p>複数年契約とする場合は、解除条項（翌年度以降の歳出予算に減額又は削除があった場合は当該契約を解除する旨の条項）を付して長期継続契約を締結するか、又は債務負担行為を設定し契約する必要があるので、当該賃貸借契約について適切な見直しをされたい。</p>	今後は、契約期間を单年度に変更いたします。